

鴨川吉保梅の里オーナー倶楽部 会員規約

この会員規約は、鴨川吉保梅の里オーナー倶楽部(以下「本会」という)による梅の実のオーナー制度(以下「本制度」という)の利用について、以下のとおり会員規約を定め、本制度を利用する会員(以下「会員」という)は、予め会員規約に同意した上で、本制度を利用するものとします。

- (目的)**
第1条 本会は、鴨川吉保梅の里を発展させることと、会員に梅の実のオーナー制度及び、梅の里関連の情報や鴨川市内観光情報等を提供することで、鴨川市観光産業の発展と、地域産業の活性化、周辺農家の活性化に寄与することを目的とします。
- (本会運営者)**
第2条 本会の運営は、一般社団法人鴨川市観光協会(以下「運営者」という)が行います。会員は、本会の運営を、運営者に一任するものとします。
- (所有権)**
第3条 梅の里内の梅の木は、一般社団法人鴨川市観光協会が所有するものとします。
- (会員)**
第4条 会員は、規約第1条の目的に賛同し、本会会員規約に同意した、個人・法人とします。
 2 会員は、特別会員と一般会員に区分します。
 3 本規約において、単に会員と記載される場合は、特別会員と一般会員ともに指すものとします。
 4 本制度において、事故、盗難、ケガ等は、会員の責任において解決するものとします。

- (年度)**
第5条 本会の年度は、8月1日から7月31日とします。
- (特別会員)**
第6条 特別会員は、梅の里内の梅の木を独占して使用、管理、収穫等を行える占有権を有します。占有権の発生する木は、1口に対し、1本を現地に指定することができます。規約第16条、規約第17条に該当しない限り、指定した木が枯死した時は、代替の木を指定することができます。
 2 特別会員は、本会の指定する収穫日に、占有権を有する木からのみ、梅の実の収穫をできるものとします。
 3 特別会員は、占有権を有する木に、枝の剪定や梅の実の品質管理等を独自に行うことができます。その行使にあたっては、本会に事前に連絡するものとします。
 4 特別会員の募集は、3,000口を上限とします。また、1特別会員当たりの上限口数は設定しません。
 5 特別会員は、入会金として1口に対し、5,000円を支払うものとします。ただし4口以上の複数口の契約については、3口分までの15,000円を上限とします。
 6 特別会員は、年会費として、1口に対し、10,000円を支払うものとします。
 7 特別会員の契約期間は、第5条に定めた年度に準ずる3年間とし、占有権の及ぶ期間も同様とします。
 8 梅の木の管理は、運営者と契約する農家等が十分な注意をもって行うものとします。
 9 占有する梅の木に対しては、最大の愛情をもって接し、育むことに対し積極的に関与していただくものとします。梅の育成を阻害する行為は禁止します。

- (一般会員)**
第7条 一般会員は、梅の里内の梅の木に実った果実の収穫または、収穫された梅の実の配当を受けることができるものとします。
 2 一般会員は、本会の指定する収穫日に、特別会員の占有権の及ばない木からのみ、梅の実の収穫をできるものとします。
 3 一般会員は、収穫した梅の実を含め、最低20kgを1口に対する配当として受け取ることができるものとします。本会は、この配当量を満たすために最大限努めます。
 ①配当の量は、5月から6月頃を目安に運営者の指定する標準本を基準とし算出し、見込の配当量を本会ホームページにて通知します。
 ②配当の限度量は、前項の標準本を基準として算出した半分の量とします。
 ③配当される梅の実の品質については、本会に委ねるものとします。
 ④配当は、原則として梅の里内の梅の実及び鴨川吉保梅としますが、一般会員の了承を得た上で本会の指定する商品を選択できるものとします。
 ⑤配当は、原則として梅の里現地に渡すこととします。
 4 一般会員の募集は、3,000口を上限とします。また、1一般会員当たりの上限口数は設定しません。
 5 一般会員は、入会金として1口に対し、5,000円を支払うものとします。ただし4口以上の複数口の契約については、3口分までの15,000円を上限とします。
 6 一般会員は、年会費として、5,000円を支払うものとします。
 7 一般会員の契約期間は、第5条に定めた年度に準ずる1年間とします。
 8 梅の木の管理は、運営者と契約する農家等が十分な注意をもって行うものとします。

- (会員契約)**
第8条 本制度の利用を希望する者(以下「申込者」という)は、本会の指定する方法により、会員契約の申込みを行います。
 2 本会は、会員契約の申込者に対し、必要な手続きを経た後にこれを承諾します。
 3 本会が入会を適当でない判断した場合は、理由を付した書面をもって承諾しないことができるものとします。
 4 本会による会員契約の承諾後、本会が指定する方法によって申込者が入会金及び年会費の支払いを行い、本会がその入金を確認した時点で、会員契約が成立するものとします。
 5 会員契約は、終了の3ヶ月前までに、当事者の一方から他方に対し、本契約を終了する旨の申し出がない限り、さらに1年間延長されるものとします。
 6 年度の中途での入会金は、年度末までに契約を終了するものとしますが、前項の通り延長できるものとします。

- (個人情報の取扱)**
第9条 本会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報に関する法令を遵守し、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行います。
- (入会金)**
第10条 会員は、規約第6条、第7条の定めにより、入会金を支払うものとします。
 2 鴨川吉保梅の里づくり実行委員会の運営する、鴨川梅の里友の会の会員は、入会金を免除します。なお、入会金の免除は、毎年4月30日までに会員契約の申込者に限られ、それ以降の申込の場合は、前項と同様に扱います。
 3 規約第8条(会員契約)の定めにより、契約が延長された場合は、入会金を免除します。
 4 入会金は、会員契約が解除となった場合でも、一切の返金を行わないものとします。

- (年会費)**
第11条 会員は、規約第6条、第7条の定めにより、年会費を支払うものとします。
 2 年会費は、会員となった日の翌月末日までに本会の指定する方法によって、支払うものとします。なお、その際の振込手数料は、会員の負担とします。年度の中途からの入会も同様に扱うものとします。
 3 特別会員は、契約期間の年会費を一括で支払うか、年度ごとに支払うか選択できるものとします。
 4 規約第9条の定めにより、契約が延長された場合の年会費は、毎年8月末日まで、本会の指定する方法によって、支払うものとします。なお、その際の振込手数料は、会員の負担とします。
 5 年会費は、会員契約が解除となった場合でも、一切の返金を行わないものとします。
- (事務手数料)**
第12条 会員は、別表1の通り、年度ごとに事務手数料を負担するものとします。なお、支払いは、年会費と同時に支払うものとします。
 2 事務手数料は、複数口の契約については、会員ごとに負担するものとします。
 3 その他の取扱は、規約第11条(年会費)の定めと同様に扱います。

(別表1)

	年度の事務手数料
電子メールでの連絡を希望する会員	無料
郵送での連絡を希望する会員	1,000円

- (解約)**
第13条 会員は、本契約期間中であっても、文書または電子メールにより3ヶ月前に通知することで、本契約を解約できるものとします。
 2 解約となった場合でも、入会金、過年度年会費及び当年度年会費、事務手数料については、一切の返金を行わないものとします。
- (契約解除)**
第14条 本会は、会員が、次の各号に該当したときは、何らの催告をする必要なく、会員契約を解除できるものとします。
 ①年会費の入金が毎年12月31日までに確認できなかったとき
 ②会員申込書に虚偽の記載を行ったと判明したとき
 ③会員が暴力団、暴力団関係企業若しくはこれに準ずる者又はその構成員であることが判明したとき
 ④本規約に違反したとき
 ⑤本会と会員間の信頼関係を著しく害すると運営者が認めたとき

- (譲渡禁止)**
第15条 会員は、本会へ書面による事前の承諾なくして会員契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定、担保に供する等の行為はできません。
- (中断停止)**
第16条 本制度は、次の各号に該当したときは、会員への事前の通知及び承諾なしに、本制度の一部又は全部を中断若しくは停止する場合があります。
 ①運営者に緊急事態が発生したとき
 ②その他不測の事態により、本制度の運営継続が困難になったとき
 2 本制度の全部が中断若しくは停止した場合は、運営者の体制が再度整った場合に、翌年度以降に年会費を充当するものとします。

- (不可抗力免責)**
第17条 天災地変等の不可抗力、病害虫による被害、その他、本会、運営者並びに会員それぞれの責に帰し得ない事由によって、本規約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能ないし不完全履行を生じた場合には、本会、運営者並びに会員は、ともにその責を負わないものとします。
- (規約変更)**
第18条 本会は、会員への事前の通知及び承諾なしに本規約を随時変更できるものとします。変更の内容はホームページ上に1ヶ月表示した時点で、全ての会員が了承したものとみなします。
- (協議)**
第19条 本会、運営者並びに会員は、本規約の解釈につき疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとします。
- (紛争解決)**
第20条 規約第19条においてお互いに協議したうえ、万が一協議の整わざる場合は、千葉地方裁判所又は館山簡易裁判所を専属管轄裁判所とします。

鴨川吉保梅の里オーナー倶楽部 申込書

申込日	西暦	年	月	日	
現会員番号	No.				現会員の方はご記入ください。
会員区分	<input type="checkbox"/> 特別会員 (3年一括払) <input type="checkbox"/> 特別会員 (年払)		<input type="checkbox"/> 一般会員		希望する区分に✓してください。
申込口数	口				数字をご記入ください。
ふりがな					
氏名	※法人の場合は法人名と代表者名をご記入下さい。				
生年月日 ※任意記入	西暦	年	月	日	性別 ※任意記入
ふりがな					
住所	〒				
電話番号 (携帯電話番号)	※日中連絡の取れる番号をご記入ください。				
電子メール					
今後の連絡方法	<input type="checkbox"/> 電子メール		<input type="checkbox"/> 郵送		どちらかに✓してください。 ※郵送の場合は、事務手数料1,000円/年をご負担願います。
同意事項	<input type="checkbox"/> 会員規約に同意する ※会員規約に✓頂けない場合は申込みできません。			<input type="checkbox"/> 鴨川市の観光情報を希望する (任意記入)	